

令和5年瑞穂町教育委員会第12回定例会 会議録

令和5年12月27日瑞穂町教育委員会第12回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 田中 暁 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 報告事項1 学校給食費の改定について

日程第4 報告事項2 瑞穂町自然保護等指針に係る令和4年度の実績調査結果について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年瑞穂町教育委員会第12回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において3番、中野委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、報告事項1、学校給食費の改定について、を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教育部長 報告事項1については、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会において、学校給食費が改定されましたので報告するものです。

詳細につきましては、学校教育課長が説明します。

学校教育課長 説明します。1枚おめくりください。令和5年12月4日付で、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会の儘田教育長から、瑞穂町教育委員会の鳥海教育長宛に「学校給食費の改定について(通知)」により学校給食費の改定についての通知がありました。これは、令和5年11月20日に開催された羽村・瑞穂地区学校

給食組合教育委員会で羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部改正が承認され、令和6年4月から改定されることになることの通知です。

裏面をご覧ください。改定内容になります。小学校低学年で、月額3,870円が4,540円になり670円増、年額42,570円が49,940円になり7,370円増、日割り算定額230円が270円になり40円の増、小学校中学年で、月額4,040円が4,710円になり670円増、年額44,440円が51,810円になり7,370円増、日割り算定額240円が280円になり40円の増、小学校高学年で、月額4,210円が4,880円になり670円増、年額46,310円が53,680円になり7,370円増、日割り算定額250円が290円になり40円の増、中学校で、月額4,750円が5,570円になり820円増、年額52,250円が61,270円になり9,020円増、日割り算定額290円が340円になり50円の増となります。

次のページは、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会での議案の写しになります。こちらの羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則に、月額の給食費が規定されていますので、規則を改正する必要があるため給食組合の教育委員会で審議されました。給食費以外の部分でも必要な個所を併せて改正しています。今回の学校給食費の改定にあたっては、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会からの「学校給食費の改定について（答申）」に基づき進められてきました。

給食組合教育委員会では、運営審議会での審議状況等について、各委員から質疑があり、審議の結果、改定が承認されました。

運営審議会からの答申の写しについては、3枚おめくりいただき、右上に「議案第7号資料1」と記載されている資料になります。

その後の資料は、規則の新旧対照表になります。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

それではご質問がないようですので委員にはさようご了承願います。

日程第4、報告事項2、瑞穂町自然保護等指針に係る令和4年度の実績調査結果について、を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教育部長

報告事項2については、瑞穂町自然保護等指針に係る令和4年度の実績調査結果について報告するものです。

詳細につきましては、図書館長が説明します。

図書館長

瑞穂町自然保護等指針に係る令和4年度の実績調査結果について、ご説明いたします。1枚おめくりください。「1」の調査経緯ですが、町の在来の自然環境を保全するための対象及び事業を体系的に整理し、推進していくために、「瑞穂町自然保護等指針」を平成27年度に策定しました。各課における個々の施策の年度ごとの進捗管理を、図書館文化財担当が取りまとめるもので、令和4年度に実施した施策の実績調査結果がまとまりましたので報告するものです。

「2」の調査方法ですが、全課に新たな対象物や、既に報告があったものについての変更等を調査しました。

「3」の各課（館）の施策数ですが、旧来の自然環境保護施策は計35施策で令和3年度と同様です。

次に、都市景観の創造ですが、計78施策です。新規に追加した施策は、建設課の施策名「みどりの募金による記念植樹」2施策です。箱根ヶ崎東松原のさくら公園にコデマリとミツバツツジを各1本、狭山谷公園にミツバツツジ1本を植樹しています。

「4」の検証ですが、それぞれの状況を自然分野専門の郷土資料館学芸員が検証し、検証結果をもとに、不良等の指摘事項がある場合は、担当部署に対応を要請し、助言を行います。

1枚おめくりください。「管理状況についての検証・助言」について報告します。学芸員による検証・助言内容です。令和3年度の実績調査結果と比べて、検証・助言内容の項目に追加や削除はありません。内容に動きがあったものを説明します。いちばん下の欄、「御嶽神社の櫓」ですが、平成30年10月の台風24号で大枝が落下し、令和2年度に実施した樹木医の診断では倒木の危険性についての言及がありました。前回、令和3年度実績調査の時点では「今後の管理について、倒木による災害防止の観点から、御嶽神社関係者よ

り、伐採までを含めた相談がされている。今後の対処を検討する必要がある。」という記載でした。これに対して今回、令和4年度実績調査では、「危険排除措置の方針について、文化財保護審議会への諮問がなされ、審議されています。今後神社側との話し合いの中で、樺をどのように扱うかが決定される予定です。」となっています。その後、令和5年度に入り大きな進展がありました。12月16日土曜日から19日火曜日にかけて、危険排除措置としての伐採を行いました。その状況については後ほど別添資料でご報告いたします。

裏面の「黄金カシワ」の欄をご覧ください。平成25年に実施された天皇皇后両陛下による行幸啓の際、立寄られた耕心館の庭に、記念として植樹されたものですが、完全に枯死し、樹勢の回復は見込めません。現在、記念植樹したものと同一単一樹体から、挿し木で増殖した苗を鉢植えで管理しており、樹勢が回復しつつあります。今後、行幸啓の歴史を後世に伝えていくためにも、黄金カシワが好む、日当たりと風通しが良く、水はけの良い適地に移植することを検討する必要があります。

前回の令和3年度実績調査では、黄金カシワの状態について「枝先が枯れ込み、樹勢が衰えました。」と記載されていましたが、今回の令和4年度実績調査では、「完全に枯死し、樹勢の回復は見込めません。」という記載になっています。

次のページ、「新規に追加された施策について」は、先ほど説明した新規の2施策を記載しているものです。

おめくりください。ここからは施策の一覧表になります。説明は省略させていただきます。恐れ入りますが後ほどご覧ください。

次に、A4横書きの別添資料で、「町指定天然記念物 御嶽神社の樺」について報告いたします。表紙の裏面、2ページをご覧ください。ページ番号は資料右下に記載されています。御嶽神社の樺の概要です。写真は、平成30年10月、台風24号の接近により大枝が落下した直後のものです。

3ページをご覧ください。危険排除措置（伐採）までの主な経過です。令和5年度、5月に文化財保護審議会から教育委員会に答申がありました。その骨子は、安全確保を最優先すること、措置を取るまでの間は周囲の安全確保を図ること、地域や関係者等への説明と合意形成を行うことでした。審議会からの答申を受

け、同月、教育委員会から所有者側に対して、対応方針を示しました。骨子は答申を踏まえた内容で、具体的な対応の内容は所有者側に決定を委ねるものでした。

その後、所有者側で協議を重ねて関係者間の合意形成を図り、地面から1.5m程度の部分まで幹を伐採することに決定し、9月議会で費用の2分の1を、町が要項に基づき支援する、補正予算をお認めいただきました。11月に条例に基づく現状変更の手続きが完了しました。12月16日土曜日から19日火曜日にかけて作業が行われました。令和4年11月に所有者側から書面による具体的な助言依頼があり、内部での方向性の検討、文化財保護審議会への諮問、現地調査、答申、補正予算の手続き、現状変更の手続きを経て、危険排除措置（伐採）の実行まで至りました。

4ページをご覧ください。伐採着手前と枝部処理後の写真です。作業は、切断する部分にワイヤーをかけ、ラフタークレーンで吊るせる状態にし、高所作業車からチェーンソーで切断する方法を基本に進められました。

5ページをご覧ください。樹幹部切断後の写真です。地面からの高さ約180センチメートルまで一旦切断し、「ウロ（洞）」と呼ばれる、腐食した部分を取り除き、地面から約150センチメートルの高さで仕上げています。最終的には鉄製の蓋をかぶせることになっています。9ページで写真を掲載していますが、地面から150センチメートルから180センチメートルの間の部分を、資料として郷土資料館に寄贈していただきました。

6ページをご覧ください。腐食が進行している大枝の付け根部分を切断し、ラフタークレーンで吊り、下ろしている写真です。この部分だけで約500キログラムの重さがありました。

7ページも枝部の処理状況です。

8ページをご覧ください。枝部の先端側を落とした状況ですが、芯材が腐食し、空洞化が進行している状況が確認できます。

9ページをご覧ください。地面から180センチメートルの高さから、郷土資料館に寄贈していただく部分を取り除いている写真です。寄贈していただいた部分は、今後、展示に必要な処理を施し、公開の準備を

進めていきます。

10ページをご覧ください。切断した約500キログラムの大枝付け根部分です。写真右側が断面で、下側は腐食により既に欠損しており、上側は腐食により、土のように崩れ落ちてくる状態でした。

11ページ、12ページも切断した枝部の断面で、芯材が腐食し、空洞化がかなり進行していることが確認されました。

13ページは切断した樹幹部です。左側の写真、一番右側のおおきな塊が、最も芯材が多く残っていた部分です。こちらは所有者で保管し、活用を検討していく予定になっています。右側の写真は、黒く炭化していると思われる部分です。立ち会った学芸員や請負業者の見立てでは、過去の落雷による炭化の可能性もあるとのことでした。

作業は、文化財保護審議会委員、神社関係者、ご近所の方などに見守られながら、安全第一で進められました。

写真でご覧いただいたとおり、危険排除措置を施し安全を確保したことで、指定当初の樹形が大きく変更しました。今後、年度内を目途に、文化財保護審議会への諮問・答申を経た、指定解除を視野に入れた手続きを行っていくようになります。なお、所有者側も指定解除を望んでいることを付け加えさせていただきます。

以上で報告事項2の説明を終わります。

鳥海教育長
村上委員

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

根元の部分が残されるということで、これは腐食が大分進んでいたようなのですが、例えばこの高さになると、子どもが登ったりできる高さになっているので、危険はないのかどうか。

それについて作業をした方や、実際に調査に当たった方からはどんな報告が上がっているのでしょうか。

図書館長

当初はもう少し短く、地面から1メートルぐらいのところまでというような神社側の話もございました。ですが、委員がおっしゃったとおり、伐採後の安全を考えた場合、1メートルぐらいの高さですと、子どもたちが簡単に登ったりすることができてしまうだろうということで、業者や地域の人達も含めて検討しまし

て、約1メートル50センチという高さを選んでいきます。それでも当然、子どもが近寄ったり、登ったりということも考えられますので、切り株状になったケヤキの周囲に柵を設けるなど、また、張り紙等で周知するなどして、できる限りの安全確保を連携して図っていく予定です。

以上です。

教育長

ほかにございますか。それではご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和5年瑞穂町教育委員会第12回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前9時22分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員